

社会福祉法人ピヨピヨ福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ピヨピヨ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬および交通費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定では役員とは法人の理事及び監事を言う。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、年額3万円を支給し、別途実費交通費を支給する。ただし実費交通費は、個々の役員及び評議員の申請により支給するものとする。

(理事等の報酬)

第4条 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業にあたった場合は、日当1万5千円と実費交通費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、日当1万5千円と実費交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員旅費規定に準ずる。

(変更等)

第7条 この規定は理事会において変更し、評議員会の議決を得なければならない。

附則 この規程は平成29年6月11日より施行する